

北区区民会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 区民の区政への参加と協働による地域特性を生かした区政を実現するため、区の独自事業や諸課題について協議し、区長に対し提言する協議会として、北区区民会議（以下「区民会議」という。）を設置する。

(協議内容)

第2条 区民会議で協議する範囲は、次のとおりとする。

- (1) 区長が提案した諸課題
- (2) 区民会議が自ら提案した諸課題
- (3) その他、区が主体的に取り組むべき事業や地域課題

(組織等)

第3条 区民会議は、各種団体や市民活動団体から推薦を受けた者、公募により選ばれた者及び区長が必要と認めた者による委員20人程度をもって組織する。

2 区長は、区役所職員を区民会議に参加させ、区役所職員は行政の立場で意見を述べるものとする。

3 委員の任期は2年とし、再任は1回までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 区民会議に会長1名、副会長2名を置く。

2 会長、副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、区民会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 区民会議は、定例会及び臨時会（以下「定例会等」という。）を開催する。

2 会長は定例会等を招集し、その議長となる。

(専門部会)

第6条 区民会議は、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(報酬)

第7条 区民会議委員には、報酬は支給しない。ただし、第5条の会議又は第6条で定める専門部会に出席したときは、予算の範囲内で交通費程度を支給する。

(関係者の出席)

第8条 区民会議は、協議するため必要があると認められるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 区民会議は、原則としてこれを公開する。

(事務局)

第10条 区民会議の事務局は、北区役所区民生活部コミュニティ課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、区民会議の運営に関し必要な事項は、会長が区民会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。